

令和7年度 いじめ防止基本方針

甲賀市立佐山小学校

平成28年(2016年)4月1日制定

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、行われなくてはならない。

また、全ての児童がいじめを行ったり、いじめを認識しながら放置したりすることがないようにするとともに、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツ少年団等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。

3. いじめの禁止

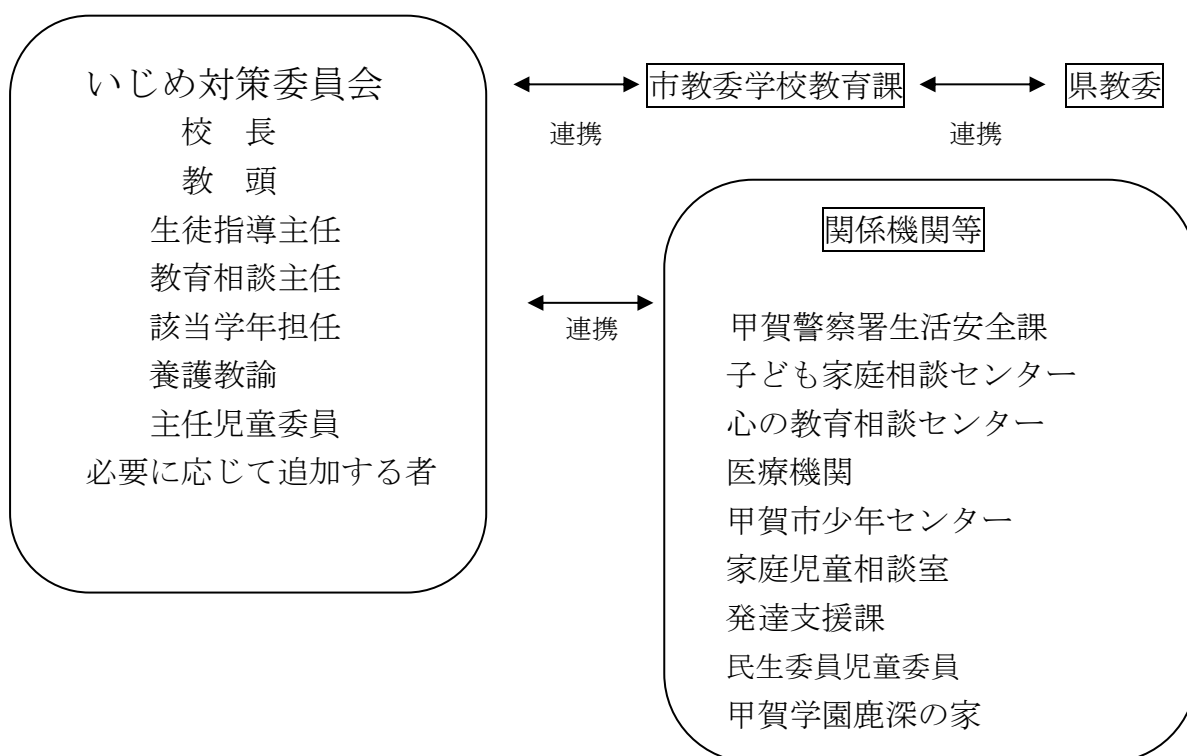
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をしなくてはならない。

4. いじめ未然防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第二十二条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

《指導体制》



5. 学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたるようにする。

- ① 休み時間、昼食時等において、声かけを積極的に行い、児童とのふれあいに努める。
- ② 健康観察や、日記等を活用し、児童理解に努める。
- ③ 遊びや、ふざけなどのようにも見える「気になる行為」に、敏感に感性を研ぎ澄まして観察をする。また、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要となり、法第二十二條の学校いじめ対策組織で情報共有することが必要となる。
- ④ 些細な変化に気づいたときは、必ず記録をとり、関係職員に報告し、多くの目で見守る。
- ⑤ 毎月終わりには、それぞれ学級担任が、【いじめ事案】【いじめの疑い事案】の有無を再確認し、いじめがある場合はその内容と指導経過も含め管理職に報告する。
- ⑥ 暴力的な行為を目にしたときは、速やかに止め、関係職員に報告する。
- ⑦ 学期に1回の「子どもを見つめる会」と、月1回の子どもの様子についての交流会を持ち、些細なことも出し合い、全職員で子どもを育てる。
- ⑧ いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査（保護者用・児童用）を行い、それをもとに、年2回の教育相談を実施する。
- ⑨ いじめにつながる事案の段階でも保護者に説明し、児童を守る姿勢で臨む。
- ⑩ 職員同士が、児童のどんなことも気軽に話ができる雰囲気を醸成する。
- ⑪ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① いじめ防止対策委員会を招集し、組織的対応をする。
 - ・ いじめ事案の見立てと今後の対応について協議する。
 - ・ 学級担任、生徒指導主任、教務主任、管理職などで役割を分担する。
- ② 加害児童、被害児童ともに事実確認をする。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制を作り、被害児童を守り通す。また、いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意すると共に心のケアをはかる。
- ④ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童の抱える問題などいじめの背景にも目を向ける。不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ⑤ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ⑥ 全職員が共通理解すると共に、即日、関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、支援・指導方針を知らせ、今後の家庭との連携方法について話し合う。
- ⑦ 教育委員会への連絡・相談をする。
- ⑧ 事案に応じて、関係機関・専門機関との連携を図る。
- ⑨ 指導後も、見守りを継続する。

※いじめが解消した状態・・・単に謝罪をもって安易に解消したとせず、次の２つの要件が満たされた状態とする。

- ①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）が継続していること
- ②心身の苦痛を感じていないかどうかを本人及び保護者に面談等により確認できていること

（４）家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのＳＯＳをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ ＰＴＡの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、発達支援課、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、警察と相談の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ いつから（いつ頃から）か・ 誰から行われたか・ どのような態様だったのか・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か・ 学校教職員がどのように対応したか |
|--|

といった客観的な観点をもとに事実関係を速やかに調査することである。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	■ 学級開き「いじめを絶対に許さない、いじめられた子どもを守り切る」趣旨を明言 ○色別グループ結成式	◇わくわく田んぼ運営協議会 △P T A運営委員会 △P T A総会 □鹿深の家訪問
5月	□春の個別懇談会	△保護者への教育相談（希望制） □個別懇談
6月	■ ちょっと聞かせてねアンケート ■ アンケートをもとに教育相談を実施 ■ 子どもを見つめる会	▲ 保護者によるいじめチェック △P T A運営委員会 ▲ 人権研修会 ◇佐山地区教育後援会
7月	□Q-Uテスト □児童理解研修(Q-Uについて)	◇子ども安全の会 ◇学校評議員会 △P T A総会
8月	□特別支援教育研修 □教育相談・生徒指導研修	△地区花壇の世話 ◇各地域子ども会活動
9月	■ 2学期始めに、学級指導を通して「いじめを絶対に許さない、いじめられた子どもを守り切る」趣旨の確認 ● 運動会色別パフォーマンス	△P T A運営委員会 ◇わくわく田んぼ運営協議会 △保護者への教育相談（希望制） ▲ 運動会
10月	■ ちょっと聞かせてねアンケート ■ アンケートをもとにした教育相談	▲ 保護者によるいじめチェック ◇わくわく田んぼ運営協議会 □個別懇談会
11月	□学校評価児童アンケート ■ 子どもを見つめる会	■ わくわくフェスティバル △学校評価保護者アンケート ◇学校評議員会
12月	● 人権週間・人権集会 □人権芸術鑑賞会 □Q-Uテスト	△P T A運営委員会 ▲ 人権芸術鑑賞会
1月	○百人一首・カルタ大会 ■ ちょっと聞かせてねアンケート	△保護者への教育相談（希望制）
2月	○縄跳び大会 ○色別グループ解散式 ■ 子どもを見つめる会(次年度へ)	◇わくわく田んぼ運営協議会 △P T A運営委員会 △P T A総会
3月		◇学校評議員会
年間	● あいさつ運動 ■ 子どもの様子についての情報交換 ○花壇活動 ○わくわく田んぼ活動 ● 人権の日の取り組み（年6回） ● 児童によるいじめ防止のための取組（委員会）	△交通安全街頭指導 □わくわく田んぼ活動 ◇スクールガード登下校指導

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
（特に重点的に取り組む内容については、**■**、**●**、**▲**、**◆**のマークを付けています）